

令和6年度（ ）第 庁改1 号

件名 市庁舎複合盤等改修工事

仕 様 書

名張市

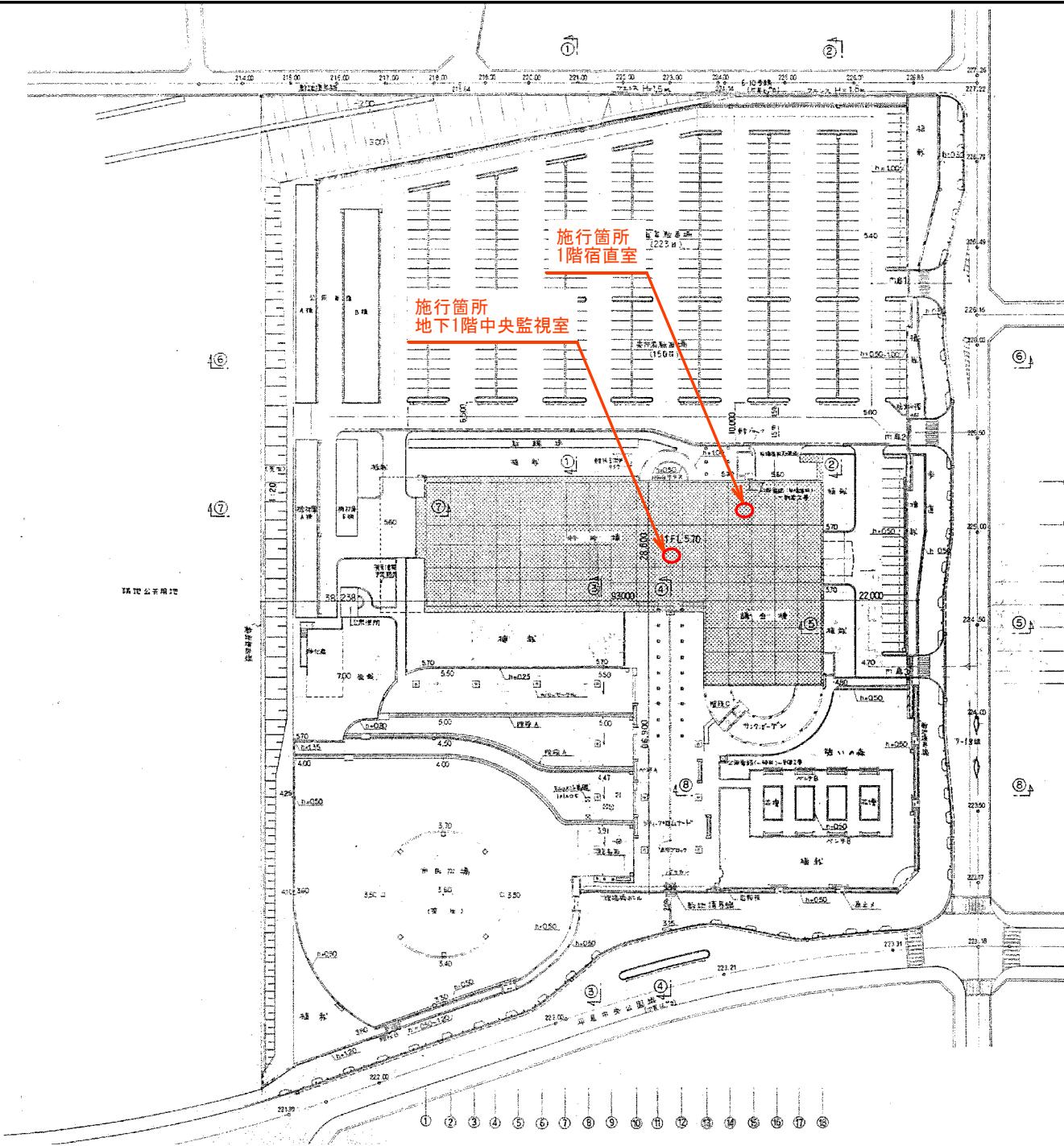
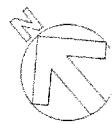
概要

場所	名張市 鴻之台1番町 地内
金額	一 金 円 内消費税等相当額 円
履行期間	日間 (令和7年3月18日迄)
事業量	複合盤改修 一式、非常用放送設備改修 一式、非常用放送リモコン取替え 1台、火災表示機取替え 1台、誘導灯信号装置取替え 1台

概要(摘要)

- ・市庁舎複合盤等改修 一式
地下1階中央監視室:複合盤改修 一式、非常用放送設備改修 一式
1階宿直室:自火報連動非常放送リモコン取替え 1台、火災表示機取替え 1台、
誘導灯信号装置取替え 1台

市庁舎配置図



凡 例	
種 別	名 称
1	地 基 (等 々)
2	コンクリート 砂 壤
3	砂 壤, 砂 砂
4	自 然 砂 壤
5	レ ト ン 制 游
6	砾 石, 砂 石
7	ロ 岩 岩 游 小 ナ ハ ハ
8	砂 水 池
9	ヘ ン
10	五 重 メ 装
11	マ リ ー テ ー ワ ル
12	フ エ ン ス
13	ガ ーデ ン リ ー ル
14	植 物
15	施 工 部 位
16	モニタメント施 工
17	監 査 施 工

特　記　仕　様　書

令和6年7月

総務部 公共施設マネジメント室

番　号： 令和6年度（　　）第 序改1号
件　名： 市庁舎複合盤等改修工事
場　所： 名張市 鴻之台1番町 地内
履行期間： 令和7年3月18日まで

総則：

- ・ 本工事は地方自治法、建築基準法、建設業法、労働基準法、消防法及びその他関係法令並びに名張市契約規則、名張市工事執行規則、契約約款及びその他関係法規を遵守し施工すること。
- ・ 本工事は設計図書に明記なき限り、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 各標準仕様書及び工事標準図に基づき施工すること。
- ・ 工事場内外での工事材料及び土砂等の搬送計画並びにその他車両の通行に関して、関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行うこと。

概要：

・複合盤改修 一式

既設盤を再利用し、参考形式と同等以上の機能を有するものに改修する。改修によって開口部ができる場合は、ブランクプレートを取付ける。

・非常用放送設備改修 一式

既設ラックを再利用し、参考形式と同等以上の機能を有するものに改修する。現状の設備時計時報等放送は非常放送であるが、改修後は一般放送とする。改修によって開口部ができる場合はブランクパネルを取付ける。

・非常用放送リモートコントロール取替え 1台

既設品を参考形式と同等以上の機能を有するものに取替える。

・火災表示機取替え 1台

既設品を参考形式と同等以上の機能を有するものに取替える。電源工事を含む。

・誘導灯信号装置取替え 1台

既設品を参考形式と同等以上の機能を有するものに取替える。

市庁舎消防用設備等の複合盤等は設置から36年が経過し、スイッチが動作しにくい不具合等もあり、耐用年数を超過しているため改修を行い、撤去品を処分する。機器の取替え等を行った後、機能確認等を行う。

消防機関への届出の申請手続きは、受注者で行うこと。改修に伴う機能停止があるため、令和7年2月22日(土)から2月24日(月・振休)の3日間を含めて作業を行う。

・市庁舎消防用設備等

屋内消火栓設備、連結散水設備、ハロゲン化物消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報器具及び設備、誘導灯及び誘導標識、排煙設備、防排煙制御設備、非常電源(自家発電設備、蓄電池設備)、消火器、漏電火災警報器

(既設対象機器仕様)

市庁舎

設置場所		対象機器																					
地下1 階	中央 監視室	<p>複合盤 一式 自立盤 型式番号 受第60-42-1号 型式 特) FOP177A-Ya-120L 製造者 能美防災工業(株)</p> <p><u>※既設盤を再利用し、下記の参考形式と同等以上の機能を有するものに改修する。改修によって開口部ができる場合は、ブランクプレートを取付ける。</u></p> <p>参考形式 255AD</p> <p>非常用放送設備：1台 ラック形 WL-6500A 松下通信工業(株)</p> <p>機能</p> <ul style="list-style-type: none">・放送10局 階段、エレベータ、地下1階、1階、2階、3階、4階、塔屋階、議会棟、屋上・Jアラート放送：非常放送・業務連絡用放送：一般放送 … 電話機を使用して放送・設備時計時報等放送：非常放送 … <u>改修後は一般放送とする</u> <p>各ユニット</p> <table><tbody><tr><td>電力増幅ユニット</td><td>2台</td><td>WU-P45</td></tr><tr><td>非常操作ユニット</td><td>1台</td><td>WK-460A</td></tr><tr><td>ミキサーユニット</td><td>1台</td><td>WU-M50</td></tr><tr><td>スピーカー選択ユニット</td><td>1台</td><td>WK-400</td></tr><tr><td>非常電源ユニット</td><td>2台</td><td>WP-560</td></tr><tr><td>電源制御ユニット</td><td>1台</td><td>WU-L41A</td></tr><tr><td>端子盤ユニット</td><td>1台</td><td>WU-Q50A</td></tr></tbody></table> <p><u>※既設ラックを再利用し、下記の参考形式と同等以上の機能を有するものに改修する。改修によって開口部ができる場合はブランクパネルを取付ける。</u></p> <p>参考形式 WU-ER500A、WU-PD182、WU-L62、WU-ER552、WU-MU160、WP-570B、WU-EB700</p>	電力増幅ユニット	2台	WU-P45	非常操作ユニット	1台	WK-460A	ミキサーユニット	1台	WU-M50	スピーカー選択ユニット	1台	WK-400	非常電源ユニット	2台	WP-560	電源制御ユニット	1台	WU-L41A	端子盤ユニット	1台	WU-Q50A
電力増幅ユニット	2台	WU-P45																					
非常操作ユニット	1台	WK-460A																					
ミキサーユニット	1台	WU-M50																					
スピーカー選択ユニット	1台	WK-400																					
非常電源ユニット	2台	WP-560																					
電源制御ユニット	1台	WU-L41A																					
端子盤ユニット	1台	WU-Q50A																					
1階	宿直室	<p>非常用放送リモートコントロール 1台 壁掛け 自動火災報知設備運動</p> <p>型番 WR-460 製造者 松下電工(株)</p> <p><u>※既設品を下記の参考形式と同等以上の機能を有するものに取替える。</u></p> <p>参考形式 WR-EC500A</p>																					

設置場所		対象機器
1階	宿直室	<p>火災表示機 1台 壁掛け</p> <p>型式 FIS113-C-110L</p> <p>種別 P型1級表示機</p> <p>製造者 能美防災工業(株)</p> <p><u>※既設品を下記の参考形式と同等以上の機能を有するものに取替える。電源工事を含む。</u></p> <p>参考形式 FIRJ008C-R</p>
		<p>誘導灯用信号装置 1台 壁掛け</p> <p>型式 FF90052</p> <p>製造者 松下電工(株)</p> <p><u>※既設品を下記の参考形式と同等以上の機能を有するものに取替える。</u></p> <p>参考形式 FF90023</p>

提出書類：(該当する場合のみ)

- ・三重県公共工事共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編の各標準仕様書及び下記による。

※ 書類はファイルに綴じて提出すること。

工事着手前に提出

- 総合施工計画書×2部（三重県公共工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書及び監理指針を参照して作成）

- └ 工事名、工事概要
- └ 請負者の組織
 - └ 現場組織構成、工種別責任者等の記入
 - └ 現場安全衛生管理体制（緊急連絡網等）
- └ 仮設計画（仮廻い・交通誘導員・現場事務所・仮設便所/電力/給排水・工事車両駐車場・道路等
養生部分・工事看板等の位置、材料等搬入経路などを図面等に記入）
- └ 安全管理計画
- └ 交通監理計画
- └ 品質管理計画
- └ 施工監理計画
- └ 主要資材
- └ その他書類

- 現場代理人通知書×2部

- └ 現場代理人（免状(写)、経歴書、雇用関係が確認できる書類）
- └ 主任技術者及び監理技術者（免状(写)、経歴書、雇用関係が確認できる書類）

- 工程表×2部

- 工事施工体制台帳×2部

- 施工体系図×2部

- 建設業退職金共済証紙購入状況報告書（契約額の1.7/1,000以上×1部）

- 再生資源利用（促進）計画書（実施書）×2部

- 部分下請通知書×2 ※二次下請けについても提出すること。

- └ 下請負の内訳、注文書（写）、約款（写）

- アスベスト有無に関する事前調査結果報告書

- └ 調査技術者及び分析者の免状（写）

※ 石綿事前調査結果報告システム（環境省）登録前

- 解体等工事に係る事前調査説明書

※ 石綿事前調査結果報告システム（環境省）登録後

- 各種法令等に係る申請書、届出書 ×必要部数

各工程前に提出

- 工種別施工計画書×2部

- 使用材料承認願（承諾図・カタログ添付）×2部

- 主要材料数量（計算）書×2部

- 施工図×2部

毎月提出

- 工事履行状況報告書×2部

- 月間工程表×2部
- 災害防止（工事安全）協議会記録（1回/月以上）×2（写真を添付）
- 社内パトロール記録簿（1回/月以上）×2部

適宜提出

- 長期休工時の現場状況届×2部
- 工事打合簿×2部
- 段階確認書×2部（確認後段階確認時の写真を提出）
- 確認・立会い依頼書×2部
- 各種試験報告書×2部
- 社内検査記録及び社内検査立会い者名簿、写真×2部
- 監督員検査記録及び写真×2部
- 材料確認書×2部
- 産業廃棄物処理委託契約書(写) ×2部
 - └ 産業廃棄物処分業許可証(写)、産業廃棄物収集運搬業許可証(写)、運搬許可車両一覧(写)
- 耐震計算書 ×2部
- 冷媒破壊証明 ×2部
- アクセス計算書 ×2部
- 各種法令等に係る申請書、届出書×必要部数

工事完了後提出

- 工事完成通知書 ×2部
- 完成写真 ×2部（表紙も作成、1ページに3枚綴）
 - └ 着工前
 - └ 完成

※ 左右見開きで、着工前と完成が対比できるようにファイルする。
各写真には必ず黒板を入れて撮影。
- 出荷証明書及び納品書×2部
- 機器完成図×2部
- 各種保証書・取扱説明書・性能証明書等×2部
- 竣工図(jww形式 CADデータをCD-Rで1部、A2及びA3 青焼き2ツ折り製本各2部、表紙文字は印字しシール不可)青焼が不可能な場合はインクジェット出力による製本のみ可とする。
- 竣工写真（ファイル1部及びデータをCD-Rで1部）×2部
- 工事写真 ×1部（表紙も作成、1ページに3枚綴）
 - └ 着工前
 - └ 施工中
 - └ 完成
 - └ 各種試験・検査写真

※ 一連の流れがわかるように整理すること。（撮影項目を記入し見出し等をつけて整理）
各写真には必ず黒板を入れて撮影。

材料検査時写真（主要材料については黒板に品名、数量を記入し撮影すること。）
- マニュフェスト（写） A票、D票、E票 ×各1部（各種類による集計表を作成すること）
- 日報 ×1部（完成検査時に提出）
- 新規入場者教育・KY活動記録 ×1部（完成検査時に提出）
- 契約代金請求書 ×1部
- 目的物引渡書 ×1部

質疑等：

- ・設計図書に疑問が生じた場合は、監督員、監理者等と協議の上、誠意を持って対応すること。
- ・設計に明記なくとも、施工上当然必要なものについては監督員等の指示に従い、請負者負担で施工すること。
- ・軽微な変更については、監督員等の指示に従い施工すること。また、本項及び前項による場合の請負金額の変更は行わない。

材料：

- ・指定された材料以外については、品質・性能・実績・価格等において同等品と認められるもので、承認図等を提出して監督員等の承認を受けたものを使用すること。
- ・材料の色、柄等について、監督員等の指示を受けること。

施工・検査：

- ・来館者及び職員に対する安全確保を最優先とし、工程及び仮設計画については監督員及び施設管理者と十分な協議及び説明等を行い、十分に理解を得た上で施工をすること。また、原則として工事に必要な養生、清掃、仮設、備品等の移動等、工事に必要なことは全て本工事に含むものとし取次調整等も含むものとする。
- ・工事による塗料等の飛散、落下、足場等の崩落、その他災害等が生じないよう十分な仮設計画を行うこと。万が一被害が生じた場合は全額受注者の負担で迅速に誠意を持って対応すること。
- ・施工に必要な関係法令の手続等は請負者が行うこと。
- ・工事施工に関し、材料・原寸及び監督員等が要求する検査等を受ける場合は、受注者の自主検査を行ったうえ、監督員等の検査を受けること。その検査に要する経費等は請負者の負担とする。

その他：

- ・作業可能日は原則、開庁日の時間外または閉庁日とする。なお、現地調査等の軽微な作業については、関係部署等と協議の上、上記期間以外でも可能とする。また施設の特性上、利用者及び関係者等の安全確保を最優先とした工事計画とする必要があり、現場代理人は作業期間中、工事現場に常駐し、その運営、取締り等の工事の施工に関する一切の事項に対応できる者を配置すること。また都合により継続的に作業を実施することが困難な場合がある。
- ・現場に配置する技術者については、建設業法等により自社が恒常に直接雇用する社員とし、自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請人に対する技術指導、監督等)の全ての面において主体的な役割を果たすこと。
- ・対象施設は自家用電気工作物を有する施設であることから、電気工事に関する作業は全て第一種電気工事士の資格を有する者が作業を行う必要があるため、電気工事に関わる下請負業者全員を含めた作業員名簿を提出し、監督員の確認を受けること。
- ・工事に伴う、上下水道の申請・協議、その他必要な各種申請に伴う協議、書類作成、申請手続きは請負者負担にて速やかに行うこと。
- ・現場には監督員が指示する場所に「現場表示板」、「建設業の許可」、「建築基準法による確認済の表示「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」等を掲げること。
- ・工事工程は監督員等と協議の上決定すること。
- ・大型車の搬入の際は監督員と協議を行い、事前に近隣関係者等に通知するとともに、各関係法令を必ず遵守すること。
- ・騒音振動の発生する工種を施工する場合は、事前に十分に協議し、安全対策を行うこと。
- ・期間中、近隣の交通の障害となる工事を行う場合は交通誘導員を適切に配置すること。また、設計図に記載の指定仮設については、仕様・数量共に設計以上とし原則差異の精算は行わない。

- ・工事が原因で公道、近隣建物等、施設に万一損傷を与えたときは、速やかに応急手当、復旧工事をし、それに要した費用は受注者の負担とする。事前に証拠写真等の撮影を行い、記録を残しておくこと。
- ・工事着手前に、関係区長、付近住人、各種関係団体代表者等に対して請負者にて説明用文書を作成の上、工事工程、工事概要、安全管理対策等の説明を行い工事について理解を得るよう努めること。また、工事に関する苦情に関しては、受注者の責任において迅速かつ誠実に対応すること。
- ・工事中の各種関係団体等からの工事等に関する要望については、監督員と協議の上誠意をもって対応すること。
- ・工事の施工にあたり、付近住人、通行人に対して損傷を与えないよう、必要な保護設備を計画し、必要に応じて交通誘導員を配備して、安全には万全の体制を期すこと。
- ・掘削土は場外搬出自由処分とする。
- ・本工事において下請負契約を締結する場合には、名張市内に本店等を有する者の中から選定するよう努めること。